

【z240】 休職期間等調整換算表

事由	引き続き勤務しない期間についての換算率
<p>1 次に掲げる事由により休職を命ぜられた場合</p> <p>一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったこと。</p> <p>二 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明になったこと(公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。)</p> <p>三 職務に関連ある学術に関し長期にわたる調査研究又は指導に従事すること。</p> <p>2 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、そのために休暇を与えられた場合</p> <p>3 外国機関等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合</p> <p>4 公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合</p> <p>5 育児休業法第二条の規定により育児休業をした場合</p> <p>6 大学院修学休業をした場合</p> <p>7 大学等課程の履修に係る自己啓発等休業(職員としての職務に特に有用であると認められる場合に限る。)又は国際貢献活動に係る自己啓発等休業(以下「特定自己啓発等休業」という。)をした場合</p> <p>8 勤務時間条例第十六条の規定により介護休暇を与えられた場合</p>	<p>三分の三以下</p>
<p>休職期間が満了した職員が定数に欠員がないために引き続き休職を命ぜられた場合</p>	<p>三分の二以下(ただし、先行する休職の事由が公務又は通勤に基づく場合は、三分の三以下とすることができる。)</p>
<p>専従許可を受けて休職となった場合</p>	<p>三分の二以下</p>
<p>1 特定自己啓発等休業以外の自己啓発等休業をした場合</p> <p>2 配偶者同行休業をした場合</p>	<p>二分の一以下</p>
<p>1 心身の故障(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)により長期休養をなすため休職を命ぜられ、又は休暇を与えられた場合</p>	<p>三分の一以下(ただし、結核性疾患にあつては、二分の一以下とすることができる。)</p>

2 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となり、そのために休職を命ぜられた場合(公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。)	三分の一以下(ただし、結核性疾患にあつては、二分の一以下とすることができる。)
刑事事件に関し起訴され、そのために休職を命ぜられた場合	○(ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により三分の三以下とすることができる。)

備考

- 1 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受けている号給を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。
- 2 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。